

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

貯水槽水道の適切な管理と 定期的な自主検査を！

マンションやビルなど的高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。

設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。
詳しくは、水道課（☎47-8693）へ。

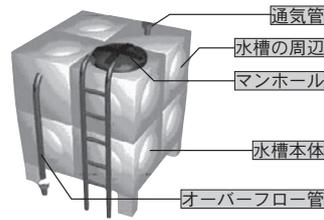
◆管理・自主検査のポイント◆

- ▷受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷水質状態（色、濁り、におい、味）は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- ▷水槽の周辺はきれいか
- ▷水槽に穴や亀裂などがいないか
- ▷水槽内にサビがないか
- ▷通気管やオーバーフロー管に

- 防虫網がついているか
- ▷マンホールにカギがついているか
- ▷マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づいて、毎年8年の有効期間を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします（費用は不要）。

◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに
引越などで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まり次第、早めに企画経営課（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。

また、使用開始・中止する3日前から1か月前までであれば、インターネットによる申し込みも可能です。市HPの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、企画経営課（☎71-8848）へ。

▶申込専用ページ運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ㈱」



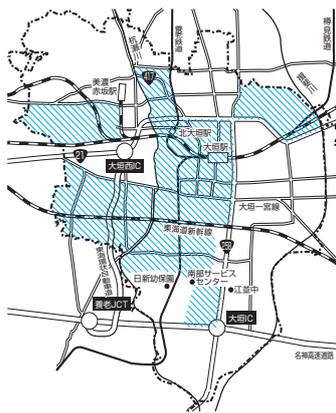
スマートフォン用 携帯電話用

水道管漏水調査を行います

市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。なお、家庭の水道メーターを確認させていただく場合があります。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶調査区域／右図のとおり
- ▶調査期間／6月上旬～11月下旬（夜間調査の場合もあり）
- ▶問合せ／水道課（☎47-8692）へ



暮らしを変えて、 川と海をきれいに

繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流れ、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水をできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

排水口は、川・海への入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水は、1人1日平均250リットル。その生活排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。



水を汚さない10の工夫

- ①調理の手順を工夫し、ムダなく水を使う
- ②調理くずや食べ残しが流れないように、水切り袋などを使う
- ③食器などの油汚れを拭き取ってから洗う
- ④米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ⑤油は流さず、使い切る工夫をし、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる
- ⑥トイレは、こまめに掃除する
- ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
- ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
- ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
- ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う



経営所得安定対策の 交付申請を受け付け

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で対象作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

令和2年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月30日までに、農林課または上石津・墨俣の各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課（☎47-8628）へ。



都市計画の案の縦覧

市は、都市計画用途地域・都市計画下水道の変更に係る案の縦覧を行います。

縦覧期間中、市に意見書を提出することができます。

*とき／6月10日(水)～24日(水)の平日 午前8時30分～午後5時15分

*ところ／都市計画課

*問合せ／同課（☎47-8694）へ

6月7日から13日までは 危険物安全週間

6月7日から13日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「訓練で確かな信頼積み重ね」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

排水設備を清掃・修理に 不審な業者にご注意を！

市から委託・派遣されているかのように装って、宅内マスなどの排水設備の点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内一円を巡回することがあります。

市は、個人の宅地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。また、宅内マスにごみや汚れがなく水がスムーズに流れていれば、清掃や修理の必要はありません。

不審な業者には注意し、おかしいと思われる業者が訪れたら、水道課（☎47-8714）へ。